



平成30年3月23日
内閣府（防災担当）

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」の改定版の公表について

平成28年熊本地震や豪雨災害等の対応での経験や知見を踏まえ、昨年11月から「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」において議論を進めてきたところ、今般、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改定いたしましたので、公表します。

なお、本運用指針及び手引きの改定版については、以下の内閣府（防災担当）のホームページから御覧下さい。

【公開場所】

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unity.html>

＜本件問合せ先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付
参事官補佐 粟津 貴史
TEL 03-3501-5696 FAX 03-3501-6820